

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター
---------------

### ②施設・事業所情報

名称： 江南市立布袋北保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 大日向 美佳	定員（利用人数）： 140名（131名）
所在地： 愛知県江南市立安良町八王子137	
TEL： 0587-56-3689	
ホームページ：	
<b>【施設・事業所の概要】</b>	
開設年月日： 平成21年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社日本保育サービス	
職員数	常勤職員： 18名 非常勤職員： 13名
専門職員	（園長） 1名 （園長代理） 1名
	（栄養士） 2名 （保育士） 20名
	（調理員） 6名 （用務員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室 （設備等） 保育室、調理室、遊戯室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

##### ・法人

1. 安全・安心を第一に
2. いつまでも思い出に残る保育を
3. 地域とつながり支え合う施設として社会に貢献
4. 職員が楽しく働ける職場であること
5. 常に時代が求める子育て支援実施

##### ・施設・事業所

一人ひとりの主体性を大切にし、自ら伸びようとする力を育む応答的な関わりの中で安心して自分を表現する力を育む  
 応答的な関わりの中で安心して自分を表現する力を育む

#### ★基本方針

豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子どもを目指して保育する

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・食育活動（野菜を育てて、収穫し、給食で食べる事で食育に興味をもてるようにしている）
- ・CPR訓練（毎月、色々な想定で行い、実際に起こった時に落ち着いて行動出来るように訓練している。）
- ・園内、園庭環境（子ども達が自ら考え、遊び込める環境作り）  
築山登りで未満児の体幹鍛える、ビールケースやバスマット等を多く揃え、組み合わせて見立て遊びができるようにしている。
- 動と静の場所を分け、園庭で活動に合わせて伸び伸びと遊べるようにしている。
- ・オンラインダンスやオンライン英語を通してダンスや英語に興味をもてるようにしている（幼児）
- ・STEAMS保育（課題解決型学習）を通して興味・関心を広げる探究学習を導入しています。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 6月 1日（契約日）～ 令和 7年 5月13日（評価確定日） 【令和 6年12月23日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	14回（令和 5年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆理念・基本方針の周知徹底

法人の経営理念や基本方針から、コーポレートメッセージ、グループ運営理念、保育理念、保育方針までの展開がイメージしやすい。平易な言葉で明文化されており、職員等が理解しやすく、かつ、保育現場での実践がイメージできるよう工夫されている。職員等への周知は、職員室への掲示と併せて、全ての職員に対して、理念・基本方針等を記載したカード（CREDOカード）を携行させており、定期的に読合わせを行うことで、理念・基本方針等が確実に周知されるよう取り組んでいる。

##### ◆専用駐車場の確保

現在、中・長期的な改善活動として最も力を入れて取り組んでいるのが、専用駐車場の確保である。長年にわたって保護者からの改善要望があり、しばしば近隣住民からの苦情もあった。園長は着任時から重点課題として認識し、市や法人、関係機関への働きかけを行い、保護者や近隣住民との対話や協力要請等に取り組んできた。その甲斐あって、来年度には専用の駐車場が確保できる見通しが立った。保護者に対しては、安全性や利便性の向上が見込まれ、地域に対しては、周辺道路の安全性の向上による生活環境の改善が期待できる。園の基本方針でもある「地域に根ざした園づくり」に向けて大きな一歩となり、園長の長年の労苦が報われることとなる。

##### ◆食育への取り組み

管理栄養士を中心に、子どもへのより良い「食」の提供の工夫が随所にみられた。個々に合わせた食事形態や食事量、食器・食具が用意され、これらを含めた保護者への情報提供は、子育て支援にもつながる取組みである。また、毎月1回、全国各地の郷土食を給食に取り入れている。子どもたちが全国の様々な料理を知り、食の幅を広げ、食の選択肢を増やし、「食」への興味や関心を高める効果を挙げている。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆中・長期計画、単年度計画等の目標設定

中・長期計画や単年度の事業計画で取り上げた各課題への取組みについては、課題が整理され、到達点を明確にして取り組んでいる。しかし、課題によっては数値目標を設定する等、明確に判定が可能な目標を設定することが望ましい。現在の達成状況及び進捗状況と目標とのギャップが明確になることで、課題や成果が可視化され、自分たちの取組み方や努力がどのように成果につながっているのか把握することもできる。それによって、職員のモチベーションの維持、向上が期待できる。

◆実践に合わせた保育計画の作成

法人が作成したマニュアルに沿って保育が行われているが、内容の周知にとどまらず、理解し、実践につなげるための活動になるよう期待したい。「全体的な計画」の様式については、法人と市の様式を統合した様式を使用しているが、園独自の取組みの良い点が明確に反映できていない。様式や結果の評価・分析方法の見直しを行ない、園独自の良さを十分に発揮し、更なる保育の質の向上につながることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価に参加し、多くの気づきをいただきました。評価員の方にご指導を受けました園独自の良さが十分に書類に反映できるよう職員で見直してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 園の理念・基本方針は明文化され、職員室や玄関に掲示して周知している。更に、職員一人ひとりに対して、理念、基本方針等を記載したカード（CREDOカード）を携行させており、定期的に読合わせを行っている。保護者に対しては、「入園のご案内」や「入園のしおり」を渡し、入園説明会で説明して周知を図っている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市全体の園長会及び地区（6園）の園長会に毎月参加し、社会福祉事業全体や地域ニーズの動向、変化を把握している。園では、ほほえみ広場（未就園児親子がふれあう会）や園庭開放を計画的に開催し、地域の潜在的な保育ニーズの把握・分析を行っている。子どもの人数や利用者の状況等についても、市と連携して把握・分析を行っている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 経営課題をテーマ毎（人材育成、環境面、地域交流、指導計画、事業計画）に把握している。優先課題として、安全面の観点から建物の修繕や照明機器のLED化を進めており、継続課題としては、専用駐車場の確保を挙げている。園長主導で市や関係機関等へ働きかけ、地域との対話を重ねる等、精力的な取り組みを行った結果、来年度に実現の運びとなった。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 法人の理念に基づき、園長が経営状況や保育環境の状況等を基に、長期計画（5年）を策定している。取り組む課題はテーマ毎（人材育成、環境面、地域交流、指導計画、事業計画）に整理され、合理的に策定されている。目標や到達点については、数値化する等の判定可能な目標を設定することを検討されたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 園長が、長期計画を基に各テーマ（人材育成、環境面、地域交流、指導計画、事業計画）の整合性を確保し、単年度の事業計画を策定している。建物の修繕、災害備品の準備、専用駐車場の確保等に取り組んでいる。中・長期計画と同様、目標の設定については、判定可能な数値化等を検討されたい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 法人の基本方針に基づき、エリア目標が策定され、園の事業計画へと展開する仕組みがある。事業計画の策定、評価、見直しの各段階において、会議やミーティング等にて職員等との意見交換を行っている。定期的実施している個別面談においても、事業計画の説明を行っており、理解の促しと周知徹底に努めている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画は、「入園のしおり」に、一部抜粋して理解しやすく掲載しており、玄関に「運営規程」を設置し、保護者がいつでも確認できるよう努めている。入園説明会や各行事の前にも、保護者の興味や関心の高い項目に重点を置いて説明している。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 法人の基本方針にある「選ばれる園」を目指し、保育の質の向上を達成するため、長期計画及び単年度の事業計画を策定している。毎年、第三者評価を受審しており、法人を含め、組織的にPDCAサイクルを回す体制が整備されており、円滑な保育所運営のために機能している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 取り組むべき課題をテーマ毎（人材育成、環境面、地域交流、指導計画、事業計画）に整理し、長期計画及び単年度の事業計画として明確にしている。定期的に会議やミーティングで職員と話し合い、振り返りと改善策の検討等を行っている。現状、取組み状況の評価頻度については特に問題は無いが、課題に応じて評価頻度を設定することも検討している。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割と責任は、「運営規程」や「組織図」及び「職員連絡網」等にて明確になっている。園長不在時の権限委任先等や有事における役割分担等についてもマニュアルを策定しており、職員室に掲示し、会議等にて説明して職員の理解を得ている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園長は市の園長会等に参加し、遵守すべき法令の理解に努めている。職員に対しては、説明会や理解度を確認するテストを適時実施している。福祉や保育関係以外の法令についても、正しく理解し遵守させる取組みを検討されたい。遵守すべき法令等が特定され、周知され、確実に遵守されているかを、定期的に評価する仕組み作りに期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、保育の質の向上に向けた課題を長期計画や単年度事業計画として明確にし、全ての職員に対して会議等にて説明し、意見を出し合うことで問題意識の共有に努めている。各課題に対する取組みについても、進捗状況や結果の評価、改善に向けた方向性の示唆や促しを主導し、PDCAサイクルを回す原動力となっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 人事や財務等の経営的な課題については、法人と連携して改善に取り組んでいる。照明機器のLED化については、安全面の改善活動ではあるが、電力使用料の削減や環境への配慮活動としても効果的な取組みである。職員の勤怠管理のシステム化により、勤怠管理に関する職員の業務負担の軽減も実現している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<コメント> 福祉人材の確保と育成に関する方針は、「人材育成ビジョン」に掲げ、具体的な計画は、長期計画及び単年度事業計画にて明確にしている。今後は、人材の確保、育成、専門知識の習得、定着活動等を体系化し、総合的な観点から課題が多い活動については、集中的に改善に取り組むことで、更なる人事管理体制の強化を図られたい。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人として、「入園のご案内」及び「人材育成ビジョン」にて人事管理に関する基本方針を掲げており、長期計画から単年度事業計画、さらには個人研修計画へと展開している。人事基準や「就業規則」を策定し、職員等に周知しており、定期的実施している個人面談等にて、職務に関する成果や貢献度等を把握し評価している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>労務管理の体制が整備されており、有給休暇の取得や時間外労働等の就業状況についても把握し、職員間の偏りが無いよう配慮している。個別面談等で職員の就労意向を確認し、意見には極力配慮するようにしている。子育て中の職員に対しては、子どもの行事がある日は遠慮無く休めるようにしており、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に個別面談を実施し、職員一人ひとりに期待する力量や課題を設定している。課題に対して「目標管理シート」を作成し、取組み状況や達成状況、振返りを共有している。数値目標等の判定可能な目標を設定することを検討されたい。期待する力量とのギャップや達成状況が把握しやすくなり、職員一人ひとりに適した指導が可能となる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園として、「人材育成ビジョン」に基づき、長期計画及び単年度事業計画の中で教育・研修の基本的な方針を示している。職員個々の教育・研修の計画は、「目標管理シート」を策定して実施しているが、園として必要としている職員の知識や技術水準、専門資格に関する目標の設定がやや不明確なため、より具体的かつ明確な目標を設定することが望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>長期計画及び単年度の事業計画に基づき、職員一人ひとりの課題や意向等を考慮し、外部研修や園内研修を計画している。研修の受講に際しては、職員ごとの偏りが無いように配慮して参加者を決め、研修後の振り返りも行っている。職員の習熟度に応じてOJTも実施している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生の受入れに関するマニュアルを策定し、受入れの手続きや体制、実施方法等を明確にしており、実習を指導する担当者に対する研修も実施している。実習に関する配慮事項や具体的な実習内容については、各学校と連携して実習プログラムを策定している。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	⑥ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業面や財務的な情報に関しては、市へ事業報告書を提出しており、市や法人のホームページにおいても一部が公開されている。保護者に対しては、第三者評価の結果や苦情情報、重要な相談案件等について、「園だより」や園内掲示にて公表している。地域の保護者に対しては、園見学やほほえみ広場の開催時にパンフレットを配布している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月法人による内部監査を受けており、指摘事項や改善点等がある場合は、適切に運営に反映させている。園長による決済権限の及ぶ範囲や、事務や経理に関する業務分担、ルールについても明確に規定されており、全職員に周知している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を上げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      地域との関わりについては、「入園のご案内」にて明確にしている。地域の民生委員児童委員との野菜作りや消防署への訪問等を行っており、敬老会の高齢者とのお花見会も予定している。地域の未就園児親子に対しては、ほほえみ広場の開催や園庭開放を実施している。病児保育や療育に興味がある保護者への支援として、積極的に情報の提供等を行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      ボランティアの受入れに関する基本姿勢は、マニュアルにて明文化しており、受入れ時の諸手続や受入れ方法等を明確に規定している。職員に対しては、対応方法や留意点等を事前に説明し、適切に交流ができるよう努めている。ボランティア受入れ後は、アンケートや振り返りを行ない、次回の改善につなげている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      連携が必要な行政機関や関係機関をリスト化し、職員が必要に応じて活用できるようにしている。市等の行政機関や小学校をはじめとする教育機関、医療機関等がリストアップされている。必要に応じ、児童相談所と適時連携をしており、年2回の市の巡回相談を受け、専門機関や保健師、相談員等からも適切な助言を受けている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      地域の福祉に関するニーズについては、民生委員の方との野菜作りや地域行事への参加の際に把握するよう努めている。ほほえみ広場や園庭開放に参加した地域の未就園児の保護者との交流や相談を通じて、地域の子育てに関するニーズを把握している。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ① ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      地域の未就園児親子に対しては、ほほえみ広場や園庭開放を実施し、子育てに関する相談や各種情報の提供を行っている。登録制（マイ保育園制度）にて、育児相談や健康相談、給食レシピの紹介等、育児に関する様々な情報をメールにて配信している。今後は、地域住民への生活支援や災害時の支援、協力体制を確立していくことが課題である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する姿勢は、保育理念や基本方針に明示されている。法人内の愛知エリアの主任が参加して人権について学ぶ機会が設けられており、「人権チェック表」を用いて、それぞれの園の職員への共通理解へと繋げている。「人権チェック表」は主任が集計し、今年度の具体的な課題と目標を決めて取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人作成の「保育業務マニュアル」内に権利擁護に関する規定が明記されており、年度初めに職員で読合わせをする機会を設けている。子どもの排泄やおむつ替え時には、衝立てで外部からの視線を遮るなど、安心安全な環境を作っている。読合わせに留まらず、どの職員も十分に理解できているか確認する仕組みづくりを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の情報はホームページとパンフレットに写真付きで分かりやすく掲載されており、見学希望者はホームページから簡単に予約できるシステムが整っている。見学者の対応は園長か園長代理が行い、園の特色を記載した印刷物を用いて見学者にも分かりやすい工夫がされている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長が、入園説明会で「入園のしおり」や「保育所のしおり」を用いて、保育の概要を説明している。説明後に保護者の同意を得て、提出された「同意書」を適切に保管している。配慮が必要な保護者には、園長が個別で対応しているが、様々なケースが想定されるため、説明についてのルールの明文化が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内の公立保育園へ転園する場合には、市で定められたチェック様式を用いて引継ぎを行っている。卒園児の保護者には、卒園後も子どもに関する相談を受けられる事を文書にして知らせており、実際に相談に訪れる保護者もいる。転園児の引継ぎは、「災害共済給付制度」の加入を含め、市内公立園以外でもルール化することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事毎に保護者アンケートをとり、アンケート結果は紙面に全て掲載し、保護者にフィードバックしている。対応が必要な意見は職員会議で話し合いを行い、「園だより」で検討結果と対応策について報告している。子ども主体の保育について分かりやすく伝えるため、前年の意見を基に改善に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決制度については「入園のしおり」に明記され、保護者が送迎時に通る玄関にも掲示されている。苦情対応については、市の様式に従って報告するとともに、法人作成の「意見受理票」に記録して報告し、園においても適切に保管されている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 意見箱を設置しているが投函の実績はなく、日々の連絡帳や送迎時の口頭での相談や意見を拾っている。日常的に、園長や職員から積極的に声掛けし、保護者が気兼ねなく相談や意見を述べられるよう配慮している。また、ホームページからも法人へ直接意見や相談ができる問い合わせフォームがあり、より意見が述べやすいよう配慮されている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 法人作成の「保育業務マニュアル」に、保護者からの相談や意見への対応の方法が丁寧に記載されている。保護者からの意見や要望について職員で話し合い、ケースによっては園長と保護者との個別面談を行う等、組織的な対応が迅速にできる仕組みが整っている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 主任主導の下、職員2名を代表とする「安全推進委員会」が設けられている。法人から提供される他園の事故情報を分析し、今年度の「危険予知訓練」を計画し、実施している。月に1回、普段の保育の様子を写真に撮り、その中で危険箇所や想定される事故について職員会議で話し合い、共通理解に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 法人が作成した「感染症マニュアル」に従い、感染防止に取り組んでいる。マニュアルは感染状況に応じて適宜改訂されており、その都度園の職員会議で読合わせをする等、職員周知に努めている。対応の具体的な方法についてはDVDによる動画研修があり、どの職員も同じ対応ができるような仕組みが整備されている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 法人作成の「保育園地震防災ガイドライン」に、災害別の行動マニュアルが詳細に明記されている。マニュアルは適宜追加や改訂が行われており、その都度職員会議やクラス会議等で職員に周知されている。保護者には、災害時の対応を「入園のしおり」で知らせており、計画的に引渡し訓練も行われている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法は「保育業務マニュアル」に具体的に明示されている。マニュアルは入職時の研修に用いられ、現任職員も年度初めに読合わせをして共有し、いつでも確認できるよう職員室に常備されている。今後は、共有された標準的な実施方法が指導計画に反映され、「保育業務マニュアル」に沿った保育が実践されているかを確認する仕組みを構築されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保育実践について、職員個々に確認できるチェックリストと解説書があり、年2回見直す機会がある。解説書には、チェックリストの意味と保育の具体例が丁寧に記載されており、経験年数に関わらず誰もが分かりやすく説明されている。内容の見直しは法人が行っており、園で見直した部分を直ちに加筆訂正することは難しいが、検討課題として法人に挙げている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉗ ・ b ・ c
<コメント> アセスメントは市内共通の様式を用い、保護者が記入したものを、入園前の面接時に園長が聞き取りながら確認している。子どもの新たな情報は、聞き取った内容を都度追加している。3歳児進級時には、保護者が幼児用の様式に記入して指導計画に反映させている。指導計画の見直し方法が、マニュアルの「指導計画および評価について」に示されている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉘ ・ c
<コメント> マニュアルの「保育内容の評価・見直し」に、読合わせの時期や必要な計画の策定と見直しの方法が詳細に記載されている。クラス単位で主任と担任が話し合って指導計画を見直す機会を設けているが、クラス（指導計画）での見直しを、園全体（全体的な計画）の見直しにつなげる仕組みはない。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 0、1、2歳児全員と3歳以上の個別対応が必要な子どもには、個別指導計画の下に保育が行われている。実施状況は、会議で園長やクラス担任から職員に伝えられる。参加できなかった職員は会議録で確認してサインするルールがある。日々の保育の振り返りの記録は主任がチェックし、課題があったときは必要に応じて個別に話し合う機会を設けている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉗ ・ b ・ c
<コメント> マニュアルの「保育の記録に関して留意すべき事項」に、個人情報の取扱いについて詳細に記されている。全職員で読み合わせるとともに、入社時に取扱いについての動画研修を受講し、共通理解が図られている。保護者には入園説明会で説明し、書面で同意を得ている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は、市の園長会で策定しており、市と法人の両方の理念・方針が示されている。市に準じて保育が行われるが、法人が提唱する独自の保育の中に、子ども主体の丁寧な保育につながる事例も多い。それらを「全体的な計画」に追記することで、職員も見直しに参画しやすくなる。園の独自性が出た「全体的な計画」の策定を期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎内には改修が必要な部分もあるが、限られた環境の下、廊下を子どもが遊べる空間にしたり、押入れを改良し、子どもの落ち着ける場所にしたりと、随所に職員の工夫が見られる。園庭では子ども同士が衝突する怪我が目立ったため、園庭の一部を囲み、座ってじっくりと遊べる場所と、体を思い切り動かして遊ぶ場所とに分け、事故回避につなげている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの個性に合わせて、保育室の近くに一人で過ごせるよう心地良い居場所を作るなどの工夫をしている。子どもへの適切な関わり方についても、職員間で共通理解しており、子ども一人ひとりの個性に配慮した対応を行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個々の持ち物の始末や着替え等の動線や場所づくりなど、ハード面では子どもが自ら行動できる範囲が限られている。そのような中で、子どもが生活習慣を身に付けるために、職員が年齢に合わせて工夫をしている。0、1、2歳児の保護者とは密な連携をとり、個々の発達に合わせて、家庭と足並みを揃えて生活習慣の習得のための援助を行っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが遊びたい場所や玩具を見つけられるよう、また自分で選んで取り組めるよう、年齢に合わせて遊びのコーナーを設けている。法人の「STEAMS保育」の導入で、年齢ごとにテーマに沿って子どもと一緒に考える機会を設けている。大人（職員）が答えを出さない保育になり、子どもからの発信が増えて来たことを職員は実感している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>早朝保育、延長保育の利用が多く、主に連絡ノートで家庭との情報交換を行っている。連絡ノートは複写式で、一部は園に残り、担任以外の職員も連携の内容を把握しやすい。保護者から離乳食の進め方の相談があり、業務終了後に管理栄養士も加わって対応を考えている。抱っこやふれあい遊びで不安を取り除き、戸外へ出る時も子どものリズムに合わせて靴を履く等、ゆったりと関わっている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1、2歳混合クラスでは、異年齢の交流を図りながら、遊びのコーナーを子どもの背丈に合わせたパーティションで区切るなど、子どもが遊びに集中できるよう工夫している。戸外遊びは幼児クラスと一緒にしないよう時間を決め、安全に遊べるよう配慮している。1歳児は1、2階に分かれており、双方の援助が大きく相違しないよう、職員同士の連携方法を検討されたい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「STEAMS保育」の活動内容を、行事や保護者が集まる機会を捉えて写真付きで提示し、保護者理解へと繋げている。クラスでテーマを決め、活動に反映させて保育を展開している。今後は、子ども一人ひとりの思いを尊重し、発達に応じた「やりたい、やってみたい」気持ちに応えるために、クラスの枠にこだわらない個人差に配慮した保育実践も検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 法人の「発達支援チーム」による巡回相談があり、職員が子どもの発達や対応について相談し、助言を受けられるシステムが整っている。市の発達支援相談も定期的に行われ、職員が研修にも参加している。法人の研修は、勤務体制に関わらず希望者がいつでも受けられるように配慮されている。園内で個別支援の方法が共有され、職員の誰もが担当職員と同じ対応ができることで、子どもの安心に繋がっている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 一日の保育の連続性に配慮した引継ぎは職員間の連絡ノートで行っており、保護者対応の内容も連絡ノートに記録される。特に夕方の延長保育は異年齢保育となるため、年齢差によって子どもの活動や体力に大きな差が出る。そのため、時間の許す限り、年齢に合わせた保育室で延長時間のための玩具を用意し、安心して過ごせる体制を整えている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「保育所児童保育要録」を作成し、小学校との連携を行っている。個別の配慮が必要な子どもについては、保護者同意の下、市が作成した「サポートブック」で引継ぎを行っている。5歳児は、近くの小学校を訪問したり、文字や時計、体の姿勢など、学校で必要な事を掲示物で子どもに知らせている。今後は、就学を見据えた子どもの心情や意欲の育ちを見極め、遊びや活動がさらに深まるような保育を期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; SIDS（乳幼児突然死症候群）について、全職員が社内研修を受け、知識を有して対応している。保護者には4月の「園だより」で啓発を行っている。午睡時のチェックは、マニュアルの「一日の流れ・睡眠」に従って適切に行われている。定期的に「ほけんだより」が発行され、感染症の流行に合わせて情報提供を行い、感染の予防に努めている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断や歯科健診の結果は、個別に書面を用いて保護者に知らせ、医師の所見により個別の受診も勧めている。毎月の身長、体重測定の結果はアプリで配信しており、「簡単に確認ができて嬉しい」との意見が多く、保護者の安心につながっている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「アレルギー対応マニュアル」に沿い、医師からの「指導管理表」を基に保護者・園長・管理栄養士・在園児の場合は担任も含めて面談を行い、園での対応を決めている。面談の内容は「個別対応面談票」に記録し、「アレルギー個別依頼書」とともに、全職員が対応の詳細を把握できるよう配慮されている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達にあった食器と食具を用意し、食事の盛り付けも無理のない量に調節し、食事を 楽しむことができるよう配慮している。今年度は、月に1回国内の様々な郷土食を献立に取り入れるなど、 食育に力を入れており、取組みは保護者からも高い評価を受けている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供し ている。	保61	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> クラスには、献立表と一緒に子どもの食べる様子を担任が記録するシステムがあり、管理栄養士に情報を 提供して献立作成に活かしている。管理栄養士も積極的に子どもの喫食の様子を観察し、アレルギー児以外 の子どもの状況把握も適切に行われている。降園時に保護者が昼食の内容を把握できるよう食事のサンプル が提示され、好評を得ている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 保育の意図や内容について、写真を利用した掲示物を作成し、保護者が集まる機会を捉えて分かりやすく 伝える工夫をしている。日頃は連絡ノートや送迎時の口頭での伝達で連携を図っているが、毎月更新される ホームページで確認する保護者も多い。利用者アンケートでは、職員によって保護者対応に差がある等の意 見もあったので、改善の取組みを検討されたい。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 職員の保護者対応の方法について、法人で様々な研修を受講する機会があり、職員のスキル向上に繋がっ ている。相談の際には、プライバシーが確保される場所を用意し、主に園長が対応している。「食育だよ り」に、献立の一部のレシピがQRコードで見られるようになっており、利用者アンケートでは「食育に力 を入れている」、「持ち物が少ないので助かる」との意見も多く、保護者支援に繋がっている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期 対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 虐待防止のマニュアルが整備されており、日々の子どもの心身の状況を丁寧に視診し、早期発見に努めて いる。虐待が疑われる場合は、状況を記録に残して職員間で共有し、市と連携しながら児童相談所へ通告す る流れが整っている。課題としては、土曜日などの管理職が不在の時でも、発見した人が迷わず通報でき るような仕組みを構築されたい。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保 育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 自己評価の実施はマニュアルに定められており、手順に従って行われている。職員個々の「目標管理シー ト」と自己評価を基に園長との面談を行い、次の目標を決めて保育実践の改善と向上に努めている。個々の 評価に留まらず、園全体の評価につなげる仕組み作りを期待したい。		